

3.3 Prosperity(サプライチェーン、バリューチェーン)

「もの」だけでなく、「生活」を豊かにし、可能性を広げることにつながる社会や環境に関する知見をレガシーとして、次世代に継承する。

【目標すべき方向】

- ① 持続可能な調達コードを遵守したサプライチェーンを構築し、加えて資源の循環的な利用及び処分までの過程を含むバリューチェーン全体を通じた持続可能性に配慮する。

【背景】

事業活動は、原材料調達から製品の使用・廃棄に至るまで、バリューチェーンの各段階で環境・社会・経済に影響を与える。このため、企業は自らの直接的な事業活動の範囲にとどまらず、取引先や自治体、個人の活動をも視野に入れた広い視点で課題に対応する必要がある。例えばバリューチェーンが海外にも広がっている場合は、海外調達に伴う資源・生物多様性への負荷に対する対策や、原料採取や製品の生産時等の人権・労働問題の防止措置、化学物質等の国際的な規制・枠組の強化への取引先の体制について、個々の企業が厳格に評価して取引をする必要性が高まっており、放置すれば法令違反や供給途絶、取引停止、評判悪化など事業活動に影響を与える重大なリスクが生じる可能性がある。

こうした状況の中、先進的な事業者を中心に、サプライヤーとの情報の収集・伝達体制や環境マネジメントシステム等の管理体制の強化が進み、その取組は二次・三次サプライヤーにも広がってきている。

また、サプライチェーンにおける管理体制の強化は日本政府の公共調達等でも「持続可能な調達」として求められるようになっている。日本政府が2022年9月に人権デュー・ディリジェンスの指針として「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を公表し、2023年4月に公共調達において入札企業による人権尊重を求めていくことを発表するなど、国内での持続可能な調達に対する注目が高まっている。

以上の背景を踏まえ、博覧会協会においても、大阪・関西万博の開催を通して持続可能な調達を推進するため、博覧会協会による直接の調達のみならず万博に関連して物品やサービスを調達する全ての事業者が持続可能な調達を実践できるようその実現に向けたルールを策定・公表することで、物品やサービスを調達する事業者にとって持続可能性への配慮が明確となり、社会全体の取組促進にも寄与することを目指すこととした。

【主な実施事項】

◆調達コードの策定・普及

- ・持続可能性有識者委員会のもとに「持続可能な調達ワーキンググループ(以下、「調達WG」という。)」を2022年3月に設置し、大阪・関西万博の運営における持続可能性に配慮した調達のあり方などについて検討してきた。調達WGにおいて、地球温暖化や資源の枯渇などの環境問題や人権・労働問題の防止、公正な事業慣行の推進や地域経済の活性化等への貢献を考慮に入

れた調達を実現するための基準や運用方法等を定める調達コード（案）について、関係団体のヒアリングを行いながら議論し、2022年6月に「持続可能性に配慮した調達コード（以下、「調達コード」という。）（第1版）」を日本語・英語・仏語で策定、公表した。

調達コードでは、大阪・関西万博が環境・社会・経済に与える影響について、リスクの低減を図るとともに、ポジティブな効果が広がり、環境・社会・経済の分野においてレガシーを残すことを目的として、博覧会協会が調達する物品・サービス及びライセンス商品の全てを対象とした。適用範囲は、万博の特性を踏まえ、博覧会協会のサプライヤーやライセンシーだけではなく、パビリオン運営主体等のサプライチェーンにおいても調達コードの遵守を求ることとした。

また、調達コードにおいては、持続可能性に関わる各分野の国際的な合意や行動規範（「持続可能な開発目標」、「パリ協定」、「世界人権宣言」、「ILO 多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言（ILO 中核的労働基準を含む）」、「国連グローバル・コンパクト」、「OECD 多国籍企業行動指針」、「国連ビジネスと人権に関する指導原則」など）を尊重し、法令遵守を始め、地球温暖化や資源の枯渇などの環境問題や人権・労働問題の防止、公正な事業慣行の推進や地域経済の活性化等への貢献を考慮に入れた調達を実現するための基準や運用方法等を定めた。更に、木材や紙については、持続可能な形で生産されたものを確実に調達するため、より詳細な要件や担保措置に関する物品別の個別基準を定めた。

調達コード（第1版）の公表後も調達WGで検討を進め、農産物、畜産物、水産物、パーム油についての個別基準を追加するなどした、調達コード（第2版）を2023年7月に公表した。これら個別基準の対象とした物品は、近年、生産段階における環境負荷の低減、労働安全の確保や人権への配慮等が求められるとともに、様々な認証制度が策定・普及するなど、「持続可能性への配慮」が世界的な潮流となってきている分野のうち、大阪・関西万博での調達頻度が高いと想定されるものとした。調達WGでの議論を踏まえ、これら対象物品の生産段階における労働安全衛生、人権の確保などのほか、畜産物についてはアニマルウェルフェアの考え方に基づく対応についても要件として定めた。また、各個別基準への適合度を確認する補完的なツールとして認証等を示しつつ、認証品調達が難しい場合の調達基準を明示することで、中小企業を含む幅広い事業者が実務的に対応できるよう工夫した。実効性を担保するため、農産物、畜産物、水産物の生鮮食品、水産物の絶滅危惧種及びパーム油を原料とする揚げ油、石鹼・洗剤の調達においては、博覧会協会への報告を義務付けた。

さらに「公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 人権方針」の策定や能登半島地震の発生を受け、それらに関する記述の追記を行うなどした、調達コード（第3版）を2024年5月に公表し、協会として一貫した人権への対応を行えるよう両者の連携を図った。

サプライチェーンを含む調達方針を設ける企業や業界別ガイドラインが増え、政府が「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定するなど、日本国内においてサプライチェーンにおける持続可能性に向けた取組を後押しする動きが盛り上がりを見せる中、過去の国際大規模イベントでの議論も吟味した上で、最新の時流にも精通した専門家による調達WGでの助言を踏まえ、人権保護に関する記述の追加、食品ロス削減への配慮、アニマルウェルフェアの考え方に基づく対応等、実現可能な範囲かつ高い水準の調達基準を策定した。調達WGは調達コード（第3版）の公表後も継続的に開催して運用状況を確認し、計

14回の開催となった。これら調達WGにおける検討経過は博覧会協会のHPにて全て公表することで、問題意識の共有と高い透明性を確保した。

調達コードの本文は35頁に及ぶため、詳細な解説を補足した解説資料を作成、公表した上で、内容に応じた周知方法を工夫する必要があった。特に、万博運営には、博覧会協会の直接の調達先だけではなく、公式参加者（外国政府・国際機関及びその他の機関）、非公式参加者（民間企業）、そのサプライヤーなど多種多様なステークホルダーの協力が不可欠である上に、その調達する物品は、飲食店からパビリオンの建設まで多岐にわたり、限られた期間で万博開催期間である半年間という長期にわたる調達品を準備する必要があるという難しさがある。そのような状況を踏まえ、事業者に一方的な負担を課すものとならないよう、調達コードが定める理念への理解促進と主体的な取組を目指して、博覧会協会内の各部局の職員や参画する事業者への説明会の開催のほか、民間パビリオン出展者会議、国際参加者会議（IPM）、博覧会協会主催行事や業界団体等が実施するイベント、講演会、メディア掲載の機を捉えて、調達コードの趣旨や内容を丁寧に説明し、普及に努めてきた。併せて自治体等からも生産者や業界団体等に対してご説明いただいた。この他後述するようにオンラインや会場内で個別ヒアリングも実施した。

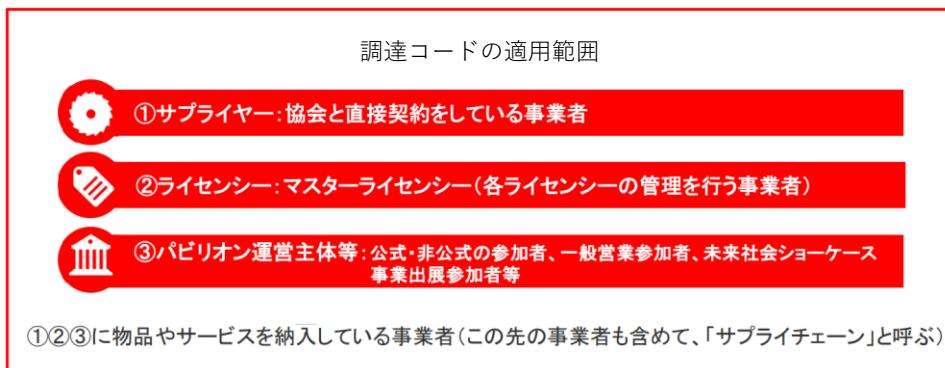


図3-10 「持続可能性に配慮した調達コード」の適用範囲

◆調達コードの運用

・博覧会協会は、サプライヤー、ライセンサー及びパビリオン運営主体等に対し、調達物品等の製造・流通等に関して、調達コードを遵守することを求め、例えば、博覧会協会が調達する物品等については、入札公告等の関係書類に調達コードの遵守に関する内容を記載し、契約書に調達コードの遵守に関する条項を盛り込みつつ、入札時や随意契約の見積徴取時などのタイミングで、各事業者から調達コードの遵守についての誓約書とチェックシートの提出を求ることで担保した。

＜チェックシートの提出＞

多様な主体が一体となって大会全体の持続可能性を実現していく必要があるという、大規模国際イベントならではの特性を踏まえ、調達コードの適用範囲は、博覧会協会が調達する物品・サービス及びライセンス商品の全てを対象とした上で、博覧会協会の調達先ではないパビリオン運営主体等が万博に関連して調達する調達物品等も含めることとした。

サプライヤーやライセンシーに加え、パビリオン運営主体等にも調達コードの遵守を求めるにあたっては、博覧会協会自らの調達を通じた一元的管理の対象外となることから、各参加者に対して「持続可能性の追求」という大会全体の趣旨を共有し、その実現に向けて調達コードの理念や考え方について丁寧に説明し、理解と賛同を得ながら取組を進める必要があった。

こうした対話を重ねることで、より多くの事業者に対して、チェックシートの提出等を通じた自社の取組状況の把握や改善を促す機会を提供することとなり、万博参加を契機として新たな認証品の調達先の検討や既存の調達先に問題がないことの確認を行うなど、持続可能性に配慮したより高い水準での調達に積極的に取り組む動きが広がった。

博覧会協会が発注する案件については、チェックシートを通じて確認した持続可能性に向けた取組状況を、契約先を選定する際に、価格のみならず、法令遵守や人権・環境への配慮といった観点も含めて総合的に評価するための情報として活用されていた。また、かかる契約事務の透明性、客観性及び適正な履行の確保（腐敗の防止）を目的として、契約事務審査会を設置し、基準額以上の契約事務について、調査、審議を実施してきた。

これまで提出されたチェックシート約3,000件について、網羅的に、取組状況のうち少なくとも全項目「理解」にチェックがあるか、過去の違法行為欄にチェックが入っている場合には適切な再発防止策が記載されているか、といった点を確認した。あわせて、リスクの高い国や地域での原料調達・製造が行われていないかなど、調達コードへの適合の有無の確認にとどまらず、リスク低減の観点から可能な限り調達を回避してほしい事項や、製造工場の監査状況の確認を求めるなどといった働きかけも事業者に対して行った。

調達コードは、Tier2以降の事業者へのサプライチェーンの調達の責任を博覧会協会が直接契約する事業者（Tier1）に委ねる構造としており、誓約書等もTier1から提出を受けていた。一方で、実際には直接的な飲食物品の調達者や建築工事の作業者などは調達者がTier1ではないこともあり、具体的な調達内容の把握が難しい側面もあった。こうした点を踏まえ、よりわかりやすく実効性のある担保方法として、博覧会協会との間で取り交わす最初の書面交付時や入場ID証発行時等、Tier1に限らずより網羅的に万博関連調達に際して調達コード遵守を誓約いただく仕組みを構築する方法も考えられたことを、今後に向けた参考事項として記録しておく。

<ヒアリングの実施>

・また、調達コード遵守に関する取組状況等を確認することを目的として、サプライヤー等へのヒアリングを実施した。ヒアリングの対象については、調達WGでの議論等を踏まえ、事業への影響の大きさや想定されるリスク、調達の進捗状況等を考慮して選定しており、2024年以降、博覧会協会が直接発注する建設工事の事業者、パビリオン運営主体、ライセンス事業者、ユニフォーム製造事業者、飲食に係る営業参加者、イベントへの催事参加者、清掃事業者、内装工事業者等を対象に、200件を超えるヒアリングを行った。

ヒアリングの手順としては、基本的には参加形態ごとに説明会等で調達コードについて再周知を行った上で、主に作業員の労働環境・安全、個別基準対象品目の調達状況、通報受付体制整備状況、サプライチェーンへの働きかけ等に関する事前質問票を送付し、その回答を踏まえてオンラインで個別にヒアリングを実施した。特に個別基準対象物品の調達が見込まれる事業者に対しては、個別基準を策定した背景、認証や推奨基準の種類と確認の方法、調達計画書・

報告書に記載する内容、水産物の絶滅危惧種の調達に際する留意点等を、解説資料を用いて丁寧に伝えた。開幕前・閉会後の内外装工事の労働安全や会期中の会場内での出展・活動状況等については、持続可能性局が約20回実施した「SUSパトロール（持続可能性に関する確認訪問）」等による会場での巡回を通して、実地で事業者の取組状況を確認し、必要に応じて対応方法の助言や指摘を行った。その他、ヒアリングを実施しなかった事業者についても、例えば外国政府等の公式参加者やイベントへの催事参加者等に対して事前質問票への回答など先方からの情報提供に応じてメールや電話で質疑応答するなど柔軟に対応したほか、会期中に寄せられた声を受けて警備事業者等に対してヒアリングや人権方針の再周知を行うこともあった。

ヒアリングの結果、各事業者の取組のうち、他の事業者にも参考となる好事例については積極的に共有し、取組が不十分と思われる点については、専門家の意見も参考にして助言を行い、追加でその対応状況の確認を依頼した。これらの取組状況については、万博の開幕前に取りまとめ、博覧会協会のHPに掲載することで、好事例や協会からの指摘内容の周知に努めた。（資料編4-1「調達コードの遵守に向けた事業者の取組について」参照）

・サプライヤー等への説明会やヒアリングを通じて、調達コードが掲げる理念の理解促進に継続的に取り組んだ結果、理念に則った主体的な取組が広がり、調達コードへの適合度が高く、特に優れた取組を行った参加者を表彰するに至った。（詳細は第2章2.2「持続可能な取組に関する表彰」に記載）

◆持続可能性に配慮した木材、紙、農・畜・水産物及びパーム油の調達

・個別基準の対象や水準については、過去の国際大規模イベントでの議論を吟味した上で、特に留意が必要とされていた品目の中で、認証制度が整備されており、かつイベント運営において多く調達が想定される物品で、流通量が比較的多く実務上取り組みやすいものを選定した。また、調達WGでの丁寧な議論を通じて、アニマルウェルフェアの考え方への対応を含め、品目ごとに具体的に推奨する基準を定め、高い水準の個別基準を設定した。

<「木材」について>

・調達コードの個別基準「木材」の遵守状況に関して、調達コードではFSC、PEFC、SGECによる認証材については基準への適合度が高いものとして原則認め、認証材ではない場合は、調達コード個別基準「木材」の別紙（認証材以外の証明方法）に示す方法により証明することを求めた。

大阪・関西万博の代表的な木材建築物である大屋根リングの木材については、建築事業者に調達ルートや認証材の使用等について確認した。リング全体の木材数量約2.7万m³のうち、約7割を占める国産材については、認証材（SGEC/PEFC）は一部であり、その他全て森林伐採業者やトレーサビリティの上流事業者を通じて調達コード個別基準「木材」の別紙（認証材以外の証明方法）により基準を満たす木材であることを確認していた。また、各工区で福島県など被災地産の使用は2割以上確認できた。一方、リング全体の約3割を占める外国産材については、全数がPEFC認証材であった。

<「紙」について>

・「紙」については、調達コード本文に加え、国や大阪府等が策定する環境負荷低減に関する方針（国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」や大阪府の「大阪府グリーン調達方針」等）に定める水準を満たすことを求めた。品目ごとに求められる水準が異なるため、各品目にお

いて紙の調達基準の徹底が難しい側面もあったが、比較的わかり易い指標が示されているコピー用紙やトイレットペーパー等については、調達予定を把握した段階で、認証品の使用や古紙配合率等の遵守状況を個別に確認した。

古紙 100%ではないトイレットペーパーなど水準を満たしていない場合には、用途上の合理性などを個別に確認した上で、バージンパルプ部分についての認証取得又は調達基準の別紙に基づく確認を依頼し、新たな調達の際には水準を満たしていただくよう周知した。万博を契機として、認証紙や古紙に切り替える事業者も確認された。なお、営業施設や催事等によっては、使い捨て容器の使用禁止など別途ルールが定められている場合もあったため、都度担当部局と連携して対応した。

また、博覧会協会が発注したポスター・チラシの調達案件については、各仕様書の記載内容を確認する方法で認証紙の調達状況を確認した（ポスター約 72 万枚、チラシ約 35 万枚）。一部、認証紙でないものもあったが、製紙メーカーに調達基準の別紙に基づく確認が行われていることを確認した。

＜「農産物」、「畜産物」、「水産物」、「パーム油」について＞

・これらの品目については、調達基準への適合度が高いものとして原則認める認証等を示した上で、認証スキームオーナーから申請された認証制度について、詳細なチェックリストに基づき博覧会協会において審査し、適当と判断したものを「協会が認める認証スキーム」等として公表した。中でも畜産物については、地元大阪府が調達コードの要件を踏まえて新たな認証制度を策定し、今後の畜産物生産の方向性を示す取組もみられた。また、平飼い鶏卵認証を博覧会協会が認める認証として位置付けるなど、アニマルウェルフェアに関する新たな動きもあった。なお、博覧会協会で認めた認証一覧については、今後、持続可能な調達に取り組む際の参考として活用されることを期待する。（資料編 4-2「調達コードで採用した認証一覧（各調達基準 3 に記載のものを含む）」参照）

認証は持続可能な形で生産・運搬されたことを確認する有効な手段であることから、農林水産省や認証団体と連携し、商談会の開催情報や認証品の調達先候補情報の全事業者への提供、協会 HP を通じたマッチングサイトの周知等を行い、認証品の利用促進に取り組んだ。また、認証品等の調達が難しい場合には各調達基準 2 を満たすことを各事業者で確認し、認証品を調達できない理由や各調達基準 2 の遵守に向けて取り組んでいる内容を報告することを求めた。

実際の調達内容については、農産物、畜産物、水産物の生鮮食品、水産物の絶滅危惧種及びパーム油を原料とする揚げ油、石鹼・洗剤という限定的な範囲のうち、博覧会協会が直接契約する事業者（Tier1）が調達する分については、該当事業者からの自己申告で調達結果の報告を受けた。当該報告によると、農産物の生鮮食品の認証等比率は重量ベースで約 5 割であったが、その他のものについては、半年間という長期に渡り農産物を安定的に調達する必要があるため仕入れの調整が難しかったことや、昨今の天候不順による米や野菜の収穫量不足の影響等から、やむを得ず認証品等以外を調達せざるを得なかつたことが多数の事業者から報告された。また、供給量の少ない認証品を全国から調達する必要があったが、会場内搬送品へのセキュリティ確保の問題で検査日数を要する宅配便等では生鮮品配送は難しく、さらに駐車場のキャパシティ等の制約から小規模事業者では自社運搬も困難であるなどの問題も生じていた。このようなイベント特有の課題については、より早い段階での把握や関係者への情報共有、対応方策の検討につなげていく

ことが望まれる。なお、重量ベースでは葉物野菜等の軽量品目や短期出展分は全体の中で埋もれてしまったものの、個別には新たに認証品の調達を進めた事業者もいた。

畜産物の生鮮食品については、会場内の調理や保管のスペースに対する敷地割当面積や電力供給量への制約等が多い中で、特に調理時間を短くする等の理由で加工品調達が多くなったことから生鮮品調達の母数が少なく、その中の認証比率は約1割であった。一方で、任意で提出された加工品調達に関する情報によると、加工品の中にはJGAP、GLOBALG.A.P.のほかLPA、NFAS、平飼い鶏卵等の協会が認める認証品を原料とする調達も確認できた。それらは既に使用実績がある中で積極的に採用されたものに加え、万博を契機に新たに採用し、品質面でも高評価を得て今後の認証品使用拡大につながる調達となつたものもあった。

水産物の生鮮食品の認証等比率は約7割であったが、その他のものについては、そもそも認証品が存在しない品目や天然種苗の養殖といった認証品等の調達が難しい理由が明らかなものが多くあった。

パーム油の認証比率は約9割でその全てがRSPOだったが、その他のものについては、洗剤の種類によっては全メーカーに問い合わせたが認証使用品がないなど、認証品調達が難しい理由を確認できた。

既存の取引関係を維持しつつ認証品への切替を進めることは事業者にとって大きな負担となる中、多くの事業者に奔走いただいた結果、認証制度が持続可能性を担保するわかりやすいツールとして機能していることを広く周知できた。また、認証品等の調達が難しい場合にも各事業者において各調達基準2に配慮した調達であることを確認した。それにより、持続可能性に基づく認証品等を意識していなかった事業者にも、調達コードの考え方や具体的な認証についての理解を促すことができ、今後の新規開拓に向けて後押しできたと考えている。

「絶滅危惧種」については、基本的に使用しないという調達コードの方針を伝え、その使用予定の有無を網羅的に確認し、使用予定を把握した場合には、より留意して調達コードで例外的に使用可能と定めた基準に合致する調達かを確認することとした。事業者の理解も得られた結果、絶滅危惧種の調達はほとんど確認されなかつた。調達がある場合には、持続可能な利用のための措置が講じられていることを個別に農林水産省に照会し正確な確認を実施した。

また、食品分野に関しては、フードダイバーシティや食品ロス削減への取組も多くみられた。事業者との個別ヒアリング等を通じて、ハラルやヴィーガン対応、被災地産・近郊地産の活用といった、多様性への配慮を含む持続可能な調達について積極的に発信するよう促した。

◆通報受付窓口

・さらに、調達コードの不遵守により負の影響を受けた又は相当程度の蓋然性で将来負の影響を受けると考えられる当事者（個人、グループあるいはコミュニティ）をはじめとするあらゆるステークホルダーが、通報を行うことができ、これに適切に対応するための体制（グリーバンス・メカニズム）を整備した。

2024年7月に調達コードに係る通報を受け付ける専用の通報受付窓口を設置した。

その運用にあたっては、通報処理の中立性・公平性を確保する観点から、助言委員会及び通報対応アドバイザリー会議を設置し、その手続や運用等について「持続可能性に配慮した調達コードに係る通報受付対応要領」及び「持続可能性に配慮した調達コードに係る通報受付対応における

る助言委員会及び通報対応アドバイザリー会議による助言等に関する要綱」を博覧会協会のHPに示し、透明性・中立性を担保した処理手続きを行うことを通報者及び被通報者に明示した。

通報受付窓口の周知及び利用促進のため、9言語のチラシと日本語・英語による説明資料（詳細版、概要版）を作成し、博覧会協会のHPに掲載した。また、工事関係者をはじめとする1,000以上の関係者への電子メール送付や会場でのサイネージでの周知を実施した。さらに、内装工事を実地確認した際に、協会の通報受付窓口のポスターをその場で工事情報等を示した掲示板に併せて掲示いただく等、周知方法を工夫しながら積極的に発信を行ってきた。

また、通報受付窓口における通報の受付および処理の状況についても隨時博覧会協会のHPに公表し透明性を確保した。

通報受付窓口では、寄せられた通報60件のうち、必要な情報が提供された14件について受け付け、そのうち5件について、博覧会協会又はパビリオン運営主体等が調達する調達物品等に関する案件であって調達コードの不遵守に関する通報にあたるとして通報対応アドバイザリー会議の助言を受けて処理開始を決定し、助言委員会の助言を受けて具体的な対応を行った。中には、通報者の同意を得て一体的な相談対応に移行したものや通報者からの取り下げがあったものもあった。（資料編に4-3「調達コードに係る通報受付窓口における通報の受付及び処理の状況」掲載予定）

・通報者は当事者に限定せず、またサプライチェーンにおける不遵守も対象とすることで、通報への門戸を広げた。また、案件処理の手順や検討体制等を詳細に定めた通報受付対応要領等を公表し、案件処理の透明性と説明責任を確保した。さらに、弁護士等の専門家で構成する会議体を、通報受付時の審査においては通報対応アドバイザリー会議、処理開始後においては案件に応じた助言委員会として設置し、公平・中立性を確保することで、客観性をもって案件処理を進めた。一方で、通報者の意思を確認しながら通報対応アドバイザーとの協議や追加的な情報収集等を丁寧に行った結果、処理開始の判断や対応には想定していた目安の期間より時間を要した。

通報者に対しては通報受付窓口の主旨や範囲、処理方法、そして調達コードについて丁寧に説明し、個別に対応を行った。中には、通報者から通報受付窓口の役割を超えた期待を寄せられる案件もあったが、丁寧なフォローを行いながら論点整理や対応方針の提案を行うなど、真摯に対応した結果、通報者から感謝の声が寄せられることもあった。調達コードの通報として処理開始しない案件であっても通報者が抱える問題解決の一助となるよう可能な範囲で他の相談受付窓口の紹介等の情報提供を行った。

通報に際して受領した通報フォームには必要な情報（特に、「現実の負の影響・蓋然性の説明」、「調達コードの該当条項の特定」、「調達コード不遵守と負の影響との因果関係」）が記載されていないケースも多く、通報者に追加説明を行った上で修正や追加情報の提供を依頼した。この過程において、通報者の負担や初動対応に時間を要する場合もあったことから、通報フォームの記載例を示すとともに、参照情報を容易に確認できるよう工夫を行った。また、Microsoft Wordでの提出が難しい通報者に対しては、直接入力項目と選択型項目とを組み合わせたMicrosoft Formsを作成し、利用を提案した結果、通報者にとって記入しやすくなるとともに、明らかに調達コードの不遵守に該当しない通報の未然防止につながることが確認できた。

<通報受付からの学び>

・調達コードにおいて法令遵守を求める項目について、通報受付窓口の対応範囲を超えた専門的な法的判断が必要なものもあった。当窓口が当事者間の主張や直接対話の期待等の確認を行ったことは、中立的な機関による紛争解決の初期的なアプローチとして重要な役割を担ったと考えられる一方で、当窓口は案件のそれぞれの状況が法令違反か否かの判断を行う機関ではないため、助言委員会で提起された詳細情報の収集には限界があった。そのため、特に、複数寄せられたパビリオン運営主体等の建設工事における請負代金不払いに関する申し立てについては、工事契約に関わる内容であり法的な判断が必要となる中で、通報者の負担軽減と効率的な対応を実施するため、受け付けた案件について当窓口でのプロセスを超えて所管行政機関や関係者との一体的な相談の場を提供する体制を構築し、円滑な相談の調整役に徹することで問題解決を目指すこととした。

別途設けた人権の通報受付窓口との関係では、いずれの窓口でも受け付け可能な内容の通報が多く寄せられた。一方で、ステークホルダー等からは、複数の通報受付窓口を設けている点について評価する声も多く聞かれた。通報への対応に当たっては、人権の通報窓口では人権方針に関する通報を広く受け付け、協会職員が他の相談窓口とも連携しながら対応した。調達コードの通報窓口では調達コードの不遵守等の有無を判断するため専門家による委員会での審議やサプライヤー等への調査を経て対応した。両窓口は同一部署で運営していたことから、各通報者のニーズに応じて適切な窓口の選択を個別に促す運用としていた。

通報内容の性質上、結果的に他の窓口や所管行政機関との連携で対応するなど、当窓口では通報者が期待する解決に至らない案件も多かった。一方で、通報者に対して法的判断とは別の対話による解決を目指せる場を選択肢として提示でき、関係者とのやり取りを通じた論点の整理や情報収集等の結果を共有するなど、中立的立場から通報者に寄り添う対応を取り、被通報者やサプライヤー等には調達コード遵守の重要性について意識喚起できたことには意義があった。

通報受付窓口の運用、及び、「持続可能性に配慮した調達コードに係る通報受付対応要領」、「持続可能性に配慮した調達コードに係る通報受付対応における助言委員会及び通報対応アドバイザリー会議による助言等に関する要綱」といった各種説明資料は、今後、同様の通報メカニズムを設置する事業者にとって参考になる事例になると期待される。

The screenshots show the following content:

- Header:** 調達コードに係る通報受付窓口のご案内 (Grievance Mechanism for the Code of Sustainable Procurement)
- Text:** Translated guidelines in multiple languages are available via QR code.
- Section 1: 通報受付窓口とは…**
 - 大阪・関西万博における調達コードの不遵守にあづかる際、また不遵守によりお困りの際に誰にもお困りの際、皆様から調達コードの不遵守についての通報を受け付け、当事者間の話を聞き取るなど、解説にて必要な対応を実施いたします
- Section 2: 委付期間** ~2025年12月31日
- Section 3: 委付対象** 当協会が委託する商品・サービス及びサステナビリティ商品(これには、販売企業から委託するもの及びパビリオン運営主体等が大阪・関西万博に連携して運営するものも含む)に附する調達コードの不遵守
- Section 4: 委付言語** 日本語、英語、仏語、その他その他の使用言語は日本語、英語となります
- Section 5: 通報受付窓口** 通報はメール又は郵送で受け付けています
※以下のフォームにて通報フォームをご用意しております
- Section 6: 詳細** e-mail宛先 : [grievance\(at\)suscode.expo2025.or.jp](mailto:grievance(at)suscode.expo2025.or.jp)
郵送先 : 〒559-0034 大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府税理庁会議室
公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 企画局 持続可能性部
- Section 7: お問い合わせ** 詳細は、博覧会企画「持続可能性に配慮した調達コード」のウェブサイト (<https://www.expo2025.or.jp/overview/sustainability/sus-code/>) の情報が該当する項目に記載されています。
- Header:** Grievance Mechanism for the Code of Sustainable Procurement
- Text:** Translated guidelines in multiple languages are available via QR code.
- Section 1: What is the Whistleblowing Section?** A Whistleblowing Section where you can report non-compliance or concerns regarding the Code of Sustainable Procurement at the Expo 2025 Osaka, Kansai, Japan. The Whistleblowing Section will accept reports of non-compliance with the Code of Sustainable Procurement and take necessary actions to resolve the issues, including facilitating dialogue between parties.
- Section 2: Whistleblowing Section Operation Period** ~ Until December 31, 2025
- Section 3: Scope of this whistleblowing channel** Non-compliance or suspected non-compliance with the Code of Sustainable Procurement reported by the Organiser of the World Expo 2025, (including those procured by sponsors, management bodies of pavilion organisers and others in connection with the Expo).
- Section 4: Languages** Japanese, English, French (Subsequent communications will be in Japanese and English)
- Section 5: Contact us** Reports can be submitted by email or mail
- Section 6: Nous Contacter** Les rapports peuvent être soumis par courriel ou par courrier

図 3-11 調達コードに係る通報受付窓口のご案内(日本語、英語、フランス語)

Q & A

Q 通報時に名前は書かなくてはなりませんか?
被通報者に自分の名前を知られたくないのですが…

A 通報フォームには本名をご記入いただく必要がありますが、被通報者へは非開示することができます。通報フォームに記入いただく際、「被通報者への匿名を希望しますか?」欄の「はい」に○をしてください。

Q 電話で通報はできますか?

A 申し訳ございません。通報いただいた内容を記録に残すため、郵送もしくはEメールでのみ通報を受け付けております。

Q どんな案件でも対応してもらえますか?

A 必須情報が欠落している場合や、既に通報をいただいた案件と同じ内容のもの、他に相談中の案件、悪意のある通報など、本通報窓口における手続を開始することが適切でないと認められる場合には、処理開始しないと判断することがあります。

その場合、処理開始しない旨をお知らせの上、他の通報窓口等で利用できるものがあれば通報者にお知らせいたします。

※博覧会協会のウェブサイトに通報フォームをご用意しております。
※通報いただいた概要や処理手続き状況などについて、博覧会協会のウェブサイトに掲載いたします。

情報公開を望まない場合には、その旨ご連絡くださいますようお願いいたします。
詳細は、博覧会協会「持続可能性に配慮した調達コード」のウェブサイト
<https://www.expo2025.or.jp/overview/sustainability/sus-code/>をご覧ください。

EXPO 2025 JAPAN
EXPO2025

**持続可能性に配慮した
調達コードに係る
通報受付窓口のご案内**

職場でパワハラ・セクハラ・差別を受けている

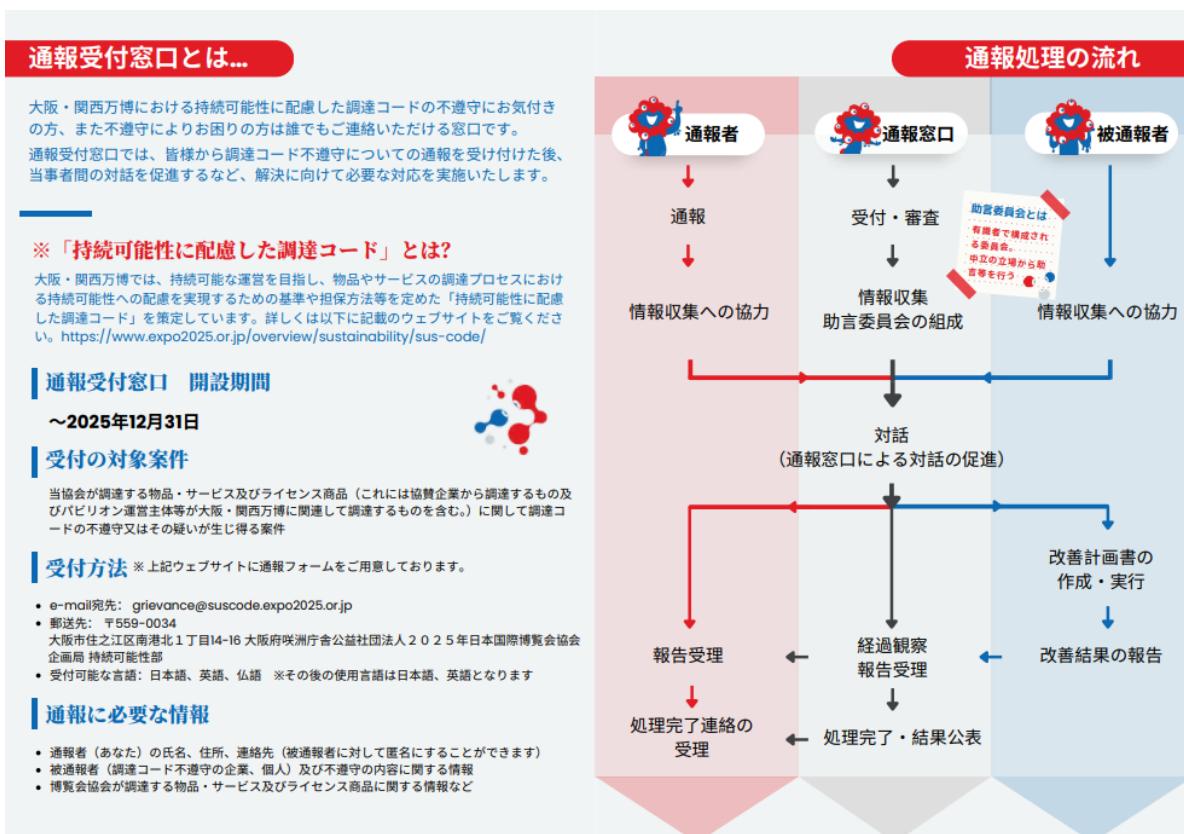
長時間労働を強いられている

原料の調達が違法に行われているようだ

こんな問題ありませんか?

残業代が支給されていない





【取組結果と今後の展望】

・万博運営には多種多様なステークホルダーの協力が不可欠であり、その調達する物品は多岐にわたる。大阪・関西万博では、国際的大規模イベントとしては初めて、主催者による調達にとどまらず幅広い関係事業者の調達に対しても調達コードの遵守を求めるという野心的な取組を実施した。このため、調達コードの運用の徹底には難しい面が多かったが、事業者への説明会やヒアリング等を丁寧に実施し、大阪・関西万博に参加する多くの事業者に調達コードが定める理念を共有することができた。

また、調達コードの策定時だけでなく運用時においても複数回調達WGを開催し、専門家の助言を得ながら調達コードの遵守状況や運用上の課題等について検討を行い、その検討経緯を公表することにより、運用プロセスの透明性を確保した。これらの結果、概ね調達コードは遵守されていたことが確認できている。

一部寄せられた調達コードの不遵守や人権侵害に関する申し立てについて、調達コードと人権との二つの系統の通報受付窓口を開設・運用してきたことは、通報しやすい環境づくりに資し、その対応に際しても公平・中立性を担保しつつ、誠実に対応することができた。

既に多くの企業がSDGsに向けて取り組んでいる中で、個々の担当者が、その調達物品等が環境的・社会的・経済的に肯定的な影響をもっているかに思いを馳せ、自社のみならずサプライチェーン上のリスクを特定し、その軽減・防止に取り組む意識付けができたことは、個々の行動変容の契機となり得るものと考える。

一部の事業者からは、チェックシートの提出等について、「非常に厳しい」「項目が細かい」といった意見も寄せられたが、これらは博覧会協会が持続可能性を重視し、国際的な基準に沿った調達を目指している姿勢が、関係事業者に明確に伝わった結果とも評価できる。

認証品の調達比率といった形での数値的な成果は見えにくかったものの、持続可能な形で生産・運搬されたことを確認するための有効なツールとして21の認証を認知いただけたことは今後の持続可能な調達のきっかけ作りに繋がった。また、多くの事業者に調達コードで定める基準を遵守いただいたことで、環境・社会・経済面での持続可能性に関するリスクの発見や、その軽減・防止に取り組むことを促す効果があった。

さらに、大阪・関西万博では「未来社会の実験場」をテーマに持続可能性に関する様々な展示が展開され、多くの参加者がそれぞれに持続可能性に向けた取組を実施していた。これらの目に見える展示や取組と、調達コードの浸透に向けた活動とが相乗効果を生み、持続可能性に関する取組の機運を醸成できたことは重要な成果の一つである。

表彰された取組をはじめ、今回挑戦された脱炭素、資源循環、生物多様性への配慮等、持続可能性に資する具体的な取組については、今後の企業活動において発展することが期待される。また、持続可能性を体感できる特別な空間で、持続可能な形で調達された物品やサービスを実際に享受した万博来場者にも、その満足感とともに今後の消費活動においても持続可能性が担保された物品等を選択する重要性を意識付けできたのではないか。

調達コードが定める理念は、社会に浸透すればするほど自治体や企業などの主体間で共通認識が形成され、各主体が自ら遵守に向けた取組を進めやすくなる効果が見込まれる。今後、多様な主体による持続可能性に配慮した調達が広がることを期待するとともに、とりわけ、今回取り組んでいただいた事業者には、今後もその姿勢の経営への定着を維持・発展させ、サプライチェー

ンを通じてより多くの企業などを高いレベルに引き上げ、今後の消費活動のあり方も含む社会全体の行動変容を促していただくことを期待したい。